

## ～ 香美町国民健康保険税「暫定賦課（仮算定）」について ～

香美町では、国民健康保険税の普通徴収（口座振替または納付書）を第1～6期（奇数月）の6回／年で納付していただいています。

算定の基礎となる「前年中の所得」と「当該年度の保険税率」が確定する時期が6月下旬ごろであるため、第1期分（5月）については、暫定的に算定した賦課額となっています。

（根拠法令：地方税法第706条の2第1項、香美町国民健康保険税条例第21条）

### ●普通徴収の納期

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
—	第1期	—	第2期	—	第3期	—	第4期	—	第5期	—	第6期

※納付書は、納期月の15日ごろに発送します。

### ●暫定賦課（仮算定）・・・第1期（5月）

納税額：前年度の保険税額を6期分で割った額（※100円未満は、切り捨て）

（例）前年度の保険税額（180,000円） ÷ 6期 = 暫定賦課額：30,000円

【ご注意】前年度の保険税額は、「前々年中の所得金額」が基礎となっています。

### ●本算定賦課・・・第2期（7月）～第6期（翌年3月）

◎確定した「前年中の所得金額」と「当該年度の保険税率」で計算し、税額を決定

納税額：第2期以降は、本算定で決定した「今年度の税額」から暫定賦課額を差し引き、それを5期分で割った額（※1,000円未満の税額は、第2期に合算）

（例）今年度の税額（230,000円）－ 暫定賦課額（30,000円） = 200,000円

200,000円 ÷ 5期 = 第2期以降の1期あたりの税額：40,000円

## ●よくあるお問い合わせ (Q&A)

---

◎ 暫定賦課（仮算定）とは？

△ 国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いられる「前年中の所得金額」と「当該年度の保険税率」が確定するまでの間に行われる、徴収の特例のことです。

前年度の保険税額の1 / 6を納付していただきます。

---

◎ 前年中に事業（営業、農業など）を休止・廃止して所得が減ったのに、第1期の保険税額が昨年度と同じくらいなのはなぜですか？

△ 第1期（5月）は暫定賦課（仮算定）となっており、計算の基礎となる所得金額が「前々年中の所得金額」であるためです。第2期（7月）の本算定により、「前年中の所得金額」を基礎として今年度の税額を決定します。

---

◎ 今年度は、ずっと同じ税額を納付することになりますか？

△ 第2期（7月）に本算定を行い、今年度の保険税額を決定します。その際に、精算を行いますので第2期以降は、1期あたりに納付いただく税額は変化します。なお、暫定賦課（仮算定）で納付いただいた税額が今年度の額を超過した場合は、納めすぎた分を還付または未納額に充当します。転入や転出、国民健康保険への加入・脱退等の異動による税額の増減については、本算定以降に毎月更正を行いお知らせします。

---

◎ 加入している世帯員でなく、なぜ加入していない世帯主宛てに通知が届くのでしょうか？

△ 国民健康保険税は世帯ごとに課税され、納税義務者はその「世帯主」となります。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、国民健康保険へ加入する世帯員がいればその世帯主が納税義務者となるためです。

---

その他ご不明な点がございましたら、納税通知書の裏面をご確認  
いただくか、税務課課税係までお問い合わせください。

※詳しくは、[香美町のホームページ](#)をご覧ください。⇒



<問合せ先> 香美町役場 税務課 課税係 (☎ 0796-36-1113)